

第6章 政策評価機関

第1節 はじめに

今回の地方自治体構造改革のもう一つの目玉が、政策評価機関の確立である。当初は執行機関、特に直接公選首長制が注目を浴びていたが、今や制度改革の成否は政策評価機関いかんであると考えられている。

従来「評価」に関する機構が組み込まれている地方自治体は多くなく、その機能に対する定義や解釈も幾通りも存在していた。また「いかにこの仕事を機能させるか」が現在の懸念となっている。各地方自治体はこれまでこの問題を避けて通ることも可能であったが、「2000年地方自治法」の成立により、政策評価機能を確実に実行する機関を設置し結果を出さなければならなくなった。このことは執行機関に対するチェック機能の強化と、意思決定過程から除外されるバックベンチャー議員に対する新たな役割の付与という二つの側面から重要な位置を占めている。

第2節 バックベンチャー

執行機関を構成しない議員であるバックベンチャーの役割については、政府による政策報告書の発表以来大きな問題となり、パイロット地方自治体においても議員達は絶えず、自分達の役割に関する懸念を示してきた。具体的には、バックベンチャーは自分達が意思決定に関しては最早何の役割も持っていないと考える一方、住民の意思や要望を反映する手立てがないため、議員として大切な住民との接触の機会を失うことを危惧した。更に多くの会議に出席し他の議員と議論、情報交換する機会や事務局職員、特に幹部クラスとの連携の機会、特定のサービス分野に秀でた専門家になる機会を失うことも危惧した。

これに対して政府、地方自治体は政策評価機関としての役割をバックベンチャーに新しく賦与することとした。

しかしながら議員達は幻滅し権限を奪われ、そしてやる気をそがれている。³⁹このような状態の下で、議員をこれからも続けていくのか、また議員を志す者の数は減少していくのか新制度が問われている。

第3節 政策評価委員会

地方自治体は新しい執行制度を導入する際には、評価機能を有する機関を最低一つ設置

³⁹ I&DeA 調査によるとバックベンチャーは意思決定権限の喪失、新たな役割の不明確さから自分たちは委員会制度の時に比べて、何も十分なことが出来ないと考えている。

しなければならない。⁴⁰（法の記載方法にならい以下、「政策評価委員会（Overview and Scrutiny Committee）」とする。）

政策評価委員会は次のような権限を有しなければならない。

- ・ 執行機関によって決定された政策や行動についての見直し、精査（執行機関以外に権限委譲された場合も含む）
- ・ 執行機関の政策遂行に関する報告書、提言の議会や執行機関への提出
- ・ 執行機関の所管外の意思決定、行動の見直し、精査
- ・ 執行機関の所管外の政策遂行に関する報告書の議会、執行機関への提出
- ・ 地域や住民に影響を及ぼす事項に関する報告書、提言の議会、執行機関への提出

なお執行機関と事務職員は政策評価委員会に出席し、委員に質問された場合には答えなければならない。また委員会には投票権はないものの、議員以外のメンバーを含むことも可能である。

第4節 政策評価の定義

1 定義をめぐる経緯

堅実で目的に適った政策評価機関を設けるためには、まず「政策評価」という言葉の定義が出发点となるが、この「政策評価」という言葉は多くの意味を含んでおり、この機能の将来性や地方自治体が実情に即して対応することへの可能性を感じさせる半面、漠然としてつかみ所がないため障害の一つとなっている。

政府は当初その機能を狭く考えており、政策協議書の段階では「Scrutiny」という言葉で表現していたが、協議の過程で議員からの意見を取り入れ「Overview and Scrutiny」の表現を用いるようになり、指針によりかなり広い役割を政策評価に付与した。すなわち、「Scrutiny」という言葉には専ら個々の決定の瑕疵の発見（あら探し）に重点が置かれているのに対し、重要な政策や戦略全般に対する総括、見直しの役割を意味する「Overview」を賦与したのである。これにはバックベンチャーを意思決定過程に近付けることによりその不満を和らげる意図も含まれていたが、これで「政策評価」の定義が明確化されたわけではない。

2 政府の指針

政府の指針では次の5つが政策評価の主要な役割として記されている。

（1）執行機関の説明責任の担保

⁴⁰ 第21条

これには、①意思決定過程或いは政策の実施前に行われる例（「差し戻し」制度⁴¹）と②政策実施後に行われるものの二種類がある。前者を上手く実施することが重要であるが難しい。

地方自治体にとっての懸念は、執行機関が説明責任を担保できるよう政策評価委員会がいかに執行機関に対しバランスを保つかである。例えば執行機関に対してあまりにも敵対的、反抗的な態度であれば、反発・無視などの反応を受けて執行機関からの協力と理解を得られず、議会内で分裂が生じる恐れがある。他方あまりにも寛容な対応では馴れ合いとなり「批判的な友人」としての役割を果たせなくなる。このためパイロット自治体の多くがこの役割について積極的でなかったが、「差し戻し」制度の導入や「Forward Plan」⁴²の導入によりこの役割を真剣に果たさざるを得なくなった。

（2）政策評価／見直し

執行機関の政策に対する調査及び評価は、「いかに効率的に計画が実行されたか」「期待した成果が得られたか」「政策は社会や地方自治体のニーズに込えているか」などの観点から各パイロット地方自治体が色々な方法（委員会方式、聴き取り調査、書類審査、分科会方式等）で実施した。対象となる政策の選択方法も地方自治体によって異なっており、広範な政策の一部をかいつままで評価する自治体や、一つの政策を詳細に掘り下げて調査を行うところもあった。

（3）政策発展

政策発展機能は政策評価委員会の果たす重要な役割の一つである。政策発展（Policy Development）とは従来の施策と地方自治体を取り巻く環境との乖離、緊急な対応が必要な問題（洪水、口蹄疫等）が発生した場合に、施策の根本的見直しに対する提言を行うことである。

その運営方法は地方自治体ごとに異なっており、一部のパイロット自治体ではこの機能を執行機関にも賦与しており、政策評価委員会との間に緊張関係を招く等、それが悪い方向に作用している事例もあった。

⁴¹ 「差し戻し（Call-in コールイン）」制度とは国会や従来の委員会システムで採用されていた制度である（地方自治体においては任意の制度であった。）。具体的には委員会制度の中核である政策資源委員会から本会議に提出された意思決定案に対し、定められた期間内に議員が議論不足と判断した場合、本会議から同委員会への案件の「差し戻し」を要求することができ、そこで再度討議が行われた制度である。通常「差し戻し」には複数の議員からの請求が必要となり、何名以上によるかは各地方自治体で異なる。また内部構造改革に伴い、全議員にこの権利が与えられるのか、バックベンチャーのみに限られるのかは各地方自治体の裁量範囲である。

⁴² 第3章第2節

(4) ベスト・バリュー

ベスト・バリュー手続きの一環として、サービス水準向上の進行管理を政策評価委員会に委ねることは各地方自治体の裁量として認められており、執行機関の負うべき部分以外は政策評価委員会の職務とすることが可能である。ベスト・バリューの評価のみを担当する独立のベスト・バリュー評価委員会の設置や、政策評価委員会の構成員への1、2件の案件の割り当て等により、評価機能とベスト・バリューとの結合を地方自治体は模索しているが、データの指標化によるベスト・バリュー実施計画作成及び運用手続きについては、技術的色彩が強く、議員の関与が難しいという問題点がある。

(5) 外部評価

外部評価には二通りの側面がある。まず外部機関が地域社会にもたらす課題や影響に対する評価を行うこと、もう一つは地方自治体の行政サービスや政策に関して政策評価委員会が外部機関と共同して評価を行うことである。

外部評価は地方自治体の地域におけるリーダーシップの促進や住民の福祉の新しいニーズを見出す可能性を秘めているが、他団体との連携においては評価をめぐって関係が悪化せず、相互理解を深めるよう実施方法を工夫することが地方自治体に要求されることから、パイロット地方自治体ではその実施に神経を遣っていた。

この政府の指針で示された5つの主要な役割の他にも、政策が地域の優先順位に合っているかの判断、今回の地方自治体の内部構造改革の管理・評価そして報道機関や外部団体等との交流も政策評価委員会の仕事となる。

第5節 パイロット自治体の経験から

1 メリット

パイロット自治体を対象とした調査⁴³によると、1自治体当たり平均4つの政策評価委員会を設置しており、その委員の最少人数は1名、最大は17名であった。委員会には、提供するサービスを基にして組織をするものとサービス提供部局を横断して組織されるものがあるが、45%のパイロット自治体がサービス基準と横断基準を併用し、38%が横断的基準のみを採用、17%がサービス基準を用いて委員会の設置を実施していた。また60%以上が「差し戻し制度」を政策評価委員会の機能に組み込んでいた。

以下、この調査に基づくパイロット自治体での政策評価委員会の設置のメリットを紹介する。

⁴³ I & DeA 調査

(1) 柔軟性

多くの地方自治体は自分たちに適した政策評価委員会の業務計画を独自に構築できることや、「政策発展」機能での有意義な役割の他に政策決定の「差し戻し」を実施できることを歓迎した。しかし整然かつ継続的である政策評価のためには評価業務計画において今まで以上の柔軟性が必要とされることも明らかとなった。

(2) 執行機関の説明責任の強化

政策評価が意思決定から分離されたことにより、執行機関の説明責任が強化され、意思決定過程が合理化されたと考えられている。このような地方自治体の多くで、政策評価委員は自身の新しい役割に熱意を持って従事していた。

(3) 詳細で質の高い政策評価と政策発展

従来よりも多くの時間が特定の項目や問題に費やされるようになり、「差し戻し」の必要が減少した。これはよく考えられた評価業務計画と執行機関及び政策評価委員会の相互理解と協力によるものであり、事務局職員の支援も重要な要素である。

また詳細な評価を通して、政策評価委員の対象分野に対する専門的知識、評価手続きが向上した。

(4) 政党の影響の排除

執行機関におけるメリットと同様、政策評価委員会においても政党が自らの政策を主張し合うのではなく、純粹に地方自治体の施策の評価に集中するようになり、従来よりも明らかに施策に対する政党間の見解が一致するようになった。これを確固たるものにするためには、評価委員に自らの仕事が重要だと感じさせること、例えば野党や少数派政党に少なくとも政策評価委員会の委員長職を与えることが必要であると考えられる。

2 問題点

パイロット自治体の調査からはメリットだけでなく次のような問題点も指摘されている。

(1) 政策評価委員会の仕事をめぐる地方自治体内での葛藤

政策評価委員会の組織、権限については相反する意見が出された。各パイロット自治体内よりこれまでの経験を踏まえ、各機関ごとに以下の表のような意見が出されている。

表6-5-1 政策評価委員会に対する意見

政策評価委員会	<ul style="list-style-type: none">・執行機関からの説明責任の担保の確保・広範囲での政策評価、政策発展実施に対する希望・事務局からの専従的な支援への希望
執行機関	<ul style="list-style-type: none">・政党や議会における議員の対立、分裂の恐れへの懸念・政策評価委員会に対する説明責任の回避
野党	<ul style="list-style-type: none">・政策評価に対する野党の主導権保持への主張
事務総長	<ul style="list-style-type: none">・政策評価過程に派生する地方自治体内での分裂への懸念・職員、予算などの措置に関する問題の発生への懸念・ベスト・バリュースの手続きに政策評価委員会が関与することへの懸念
事務局職員	<ul style="list-style-type: none">・政策評価委員会の可能性への理解・専従の支援体制の必要性への理解及び事務量の増加に対する懸念

この見解の相違の原因は政策評価について明確な定義が存在せず、また地方自治体内の力関係に左右されていることによる。分科会や公聴会などを開催し、外部の利害関係者の参画も得て地方自治体内で議論を行い、長期的視野で収斂させていくべきだと考えられている。

(2) 委員会制度の再来

地方自治体が政策評価委員会を構築するにあたり、参考にするモデルを身近に求めた結果、従来の委員会制度の各要素（構造、配席、運営方法）をそのまま転用したところもある。これは今回の内部構造改革が委員会制度の弊害の排除を目指していることに背反する皮肉な結果となっている。また評価を実施するにあたり、評価対象、評価業務の重要性や多様性に即した新しい手法が必要とされるにもかかわらず、旧態依然とした制度や方法を引き続き採用するならば、構造改革の意義を否定することになる。

(3) 資源及び経験の不足

評価の仕事は基本的に資源集約的なものでもあり、委員会の円滑な活動には単独の事務局と予算が必要となる。しかし執行機関と同等の支援体制の構築とそのため資金の捻出

は事務当局にとって大きな障害であり、多くのパイロット自治体で苦慮した問題である。

また新しい執行機関制度になじみの薄い地方自治体で顕著に見られたことだが、各評価委員は従来とは異なった政策評価の仕事に違和感を覚えており、執行機関の決定事項に自信を持って対処していることが少なかった。

(4) 適切な評価業務計画の必要

評価や調査にかかる作業は本質的に際限がなく、事務量の増加は容易に予想できる。例えば政府の指針に記された定義を完全に処理するだけで、委員会を毎日開催する必要があると見積もられている。

極端な業務の量の過多により、個々の政策に対する評価がおろそかになり、政策評価委員会自身が批判的な立場を失い、ただ黙認するだけの場となってしまう可能性もある。また部局横断的に評価を実施していたパイロット自治体の殆どでは、日々或いは個々の意思決定の批評に専念することになり、戦略に対する全般を概括するような議論を実施できなかった。これらの問題の解決には、適切な評価業務計画の策定が必要となる。

(5) 希薄な連携

パイロット自治体での最初の数年は基盤の確立に力を注ぎ、機関相互の関係には注意が払われなかったため、政策評価委員会と本会議や執行機関との連携が弱かった。評価業務の成功のためには、機関相互での尊重、信頼と相乗作用をもたらすような効果的な業務上の関係の構築、発展が必要となる。

また政策評価に対する住民の関与が少ないという指摘もある。

(6) 野党の処遇

政策評価委員会はバックベンチャーにインセンティブを与える面で重要であり、その中でも野党側への配慮が重要である。

野党は政策評価の業務を本質的に自分達の担当であると考えていることから、評価過程において野党側にいかなる役割を賦与するかが、政策評価をめぐる政治的な課題となっている。

特にこの課題が顕在化するのが政策評価委員会の委員長、副委員長職の指名の時であり政党間の争いとなる。野党はこの職を得て委員会の主導権を握ることを希望するが、与党は自分達の政策決定、遂行がこれまで以上に妨げられることを恐れるためそれを拒否しようとする。その結果、野党は「遠ざけられた」と考え政策評価業務における意欲が低下する恐れがある。

また逆に与党が主体となる政策評価委員会は、執行機関の「御用機関」となり、現行の委員会制度と同じ過ちを犯す可能性が生じる。

(7) 委員長

政策評価委員会の業務の選定、評価業務計画の策定・進行管理など委員長の役割が委員会運営及び適切な政策評価実施の鍵となる。しかしながら、ほとんどのパイロット自治体では従来の委員会制度下での委員長経験者や議長経験者を政策評価委員会の委員長に充てたため、委員長職が十分に機能しなかった。というのは、評価委員会の委員長として要求される資質が、従来のサービス委員会の委員長のそれとは以下のような点で根本的に異なっているからである。

- ・政策評価委員会の果たすべき役割は非常に広範であり、仕事量が増加すること
- ・従来のサービス委員会に比べ採用する手法、手続きが多様、複雑であること
- ・部局や政党を横断する問題を担当すること
- ・執行機関、事務局幹部、地域住民、外部団体等と交流、連携を図る一方、適切な距離を保つ必要がある等、外交的手腕が要求されること

(8) 執行機関からの信頼

委員会で実施された評価に対して、執行機関がそれを信頼、尊重することが大切である。本質的に執行機関は政策評価委員会に対し説明責任を負うことを歓迎せず、また委員会の仕事にも懐疑的である。そのため政策評価を巡り議会内での対立を招く恐れがある。

第6節 効率的な評価制度の確立

第5節で述べたような様々な政策評価委員会にかかる問題点を解決し、効率的な評価システムを確立するためには以下のような取り組みが必要である。

1 評価業務計画の策定と進行管理

政策評価委員会の成功の大きな鍵となる評価業務計画を策定する際には、以下の点に注意しなければならない。

- ①評価の指針を定め、過度の業務負担や実現不可能な評価業務計画を避けなければならない。そのためには評価を実施するにあたり、潜在的な業務量がどの程度なのか確認する必要がある。
- ②次に評価すべき政策や意思決定を選びその優先順位付けを実施する。優先度が低いものや時間を割くことのできないものを除外することが大切であり、他の機関で実施しているかどうかもその選別の基準となる。
- ③詳細について深く調査するものはごく小数に限るべきである。実際パイロット自治体では資源の問題等から詳細な調査が可能なのは年2、3件が限度であった。
- ④不測の事態を想定して、評価業務計画はタイトにするべきではない。

⑤評価対象として政治的な問題や関心の高い事象を避けてはならない。このような仕事こそバックベンチャーが充実感を感じる仕事である。評価対象の選定はモチベーションや利益なども考慮して議員主導で進められるべきである。

2 事務職員の支援

政策評価委員会の作業を大きく左右し、地方自治体全体にも大きな影響を及ぼすのが事務職員の支援体制の問題である。しかしこの問題については様々な見解がある。例えば、バックベンチャーは、専従で仕事に熱心でかつ公平な事務局員の支援を希望しているが、事務総長は政策評価委員会専門の事務局を設置することは、伝統的にまとまりのよかった事務局の構造に緊張と分裂を招くとその必要性に懐疑的である。また小規模の地方自治体では専門チームを構成する余裕がないところもある。

なおパイロット自治体では主に次の3種類の支援体制が採られていた。

(1) 最低限の支援

従来からある委員会（サービス委員会等）を担当していた職員を非常勤勤務で政策評価委員会に兼務させる方法であり、小規模な地方自治体でよく見られる方法であるが、長期的に政策評価委員会を適切に支援しうるかという問題がある。

(2) 統合的支援

この手法も基本的には非常勤を基本とするが、委員会事務局だけでなく職員は様々な部局から招集され、各部局の政策実施、地域政策担当者や調査員などで構成される。このことにより個々の事象についての当該部署の担当者からの支援を可能としている。最も採用された方法である。

(3) 専門チームによる支援

政策評価委員会のみに従事する事務局を構築することであり、殆ど採用されなかった。各部局から来た政策担当職員と一般事務を担当する事務局職員から構成されるが、監査部門の経験者なども将来的には入るものと考えられている。

将来政策評価委員会が機能しその職務が増加して重要性が高まるにつれ、支援する側の負担も大きくなりサービス分野毎の専門知識が必要となる。そのため将来的には上記の(2)若しくは(3)のいずれかの支援体制を選択する必要がある。その際地方自治体は、コスト面と、専門チームを作ることが職員にどう影響を及ぼすか、特に地方自治体の内部分裂を招きかねない緊張が職員間で起きるのかどうかを考慮しなければならない。

また効率的な評価のためには、事務局の各分野からの積極的な反応、協力が欠かせないが⁴⁴、現状では各事務局職員の日常業務の負担が大きいため、政策評価委員会が要求する詳細な情報提供に消極的であり、質問されることに神経質になっている。この問題の解決には事務局で従事する職員にとって常勤で政策評価委員会に勤務することが、政策に携わることへの興味を抱く機会となり積極的に活動できるよう、長期的なインセンティブを与える環境整備を行うことも一つの方策であり、これが実現すれば政策評価委員会の仕事も充実することになる。

⁴⁴ 「公選首長とカウンスル・マネージャー」制度を採用する地方自治体では、カウンスル・マネージャーが事務総長の職務も担当するため、執行機関としての立場と政策評価委員会の支援を行う事務総長の立場との衝突の恐れがある。そのためカウンスル・マネージャーは政策評価委員会の日々の運営や支援には直接携わらず、別の幹部職員にその役割を任せるべきである。(指針 4.93)

第7章 議員と事務局職員との関係

第1節 議員と職員との関係

1 議員と職員との関係

事務総長をはじめ幹部職員は公式／非公式に様々な形で政治的意思決定過程に関与している。それ以外の事務職員も日常は政治的行為に関わりをもたないが、議員の求めに応じて自らの所掌事務について説明することがある。そのため議員と事務局職員（特に幹部職員）との関係に特別の配慮が必要であった。

事務局職員と議員との日常的な調整過程は各地方自治体によって様々であり、これといった統一的な取り決めがあるものではない。各地方自治体の政党間の議席配分や慣習によっても異なり、また当該職にある個々人の個性によっても変わってくるものである。

2 事務局職員の政治的中立性のために

地方自治体においては、最終的に政権を担当することとなる多数党の意見や立場に関わりなく、政治的に偏りのない一定の政策及び行政サービスが維持・確保される必要がある。この意味において事務局職員には、常に政治的中立性を保った上での事務の遂行及び議員に対するアドバイザー的機能が要求されるとともに、地方自治体の総合力という視点で見ても、事務局職員が議員に対しいかに政治的偏向のない公平な見地からの政策助言、客観的で正確な情報提供ができるかが重要となる。

そのため、地方公務員の政治的行為の禁止規定が設けられており、⁴⁵地方公務員は自らが所属する地方自治体の議員となることはできない。

また、政治的行為の制限の対象となる職員⁴⁶にあつては、他の地方自治体の議員となることもできず、政党の職員となること、選挙運動を行うこと、政治的問題について公の場で発言することを禁止されている。

⁴⁵ 1989年地方自治・住宅法（Local Government and Housing Act 1989）

⁴⁶ 政治的行為の制限の対象となる職員とは、以下のいずれかの条件を満たす者とされている。

- ① 年間給与が高額な者（1999年で26,000ポンド以上の給与を受ける者）
- ② 管理職（Head, Chief）又は準管理職（Deputy Chief）の職責にある地方公務員、監督官、選挙に関する事務を行う職員、又は地方議員に対して定期的に助言を行う立場にある者
- ③ マスコミと定期的に接触する機会を有する者（広報職員（Press Officer）など）

第2節 内部構造改革の影響

1 内部構造改革による課題

今回の内部構造改革は殆どの地方自治体で当初は議会を主体に実施されてきたため、事務局は政治的な側面に関与することに慎重であった。そのため議員と事務局職員との関係まで視野に入れた全体的な組織改革を考慮した地方自治体は当初わずかであった。

その後パイロット自治体での経験を踏まえて制度の整備が進むにつれ、一般職員に及ぼす影響が考えられ、多くの疑問が噴出してきた。例えば、従来の伝統的な事務総長の役割に変化は生じるのか、またそれはいかなる変化なのか、その他の幹部職員の場合はどうか、幹部職員は政治的中立性を保つことが可能か、政策評価委員会の設立により職員間に対立が生じるかなどである。また個々の職員だけでなく組織全体に対する影響も考えられている。

しかし議会の改革に対し、事務局の組織改革を最小限の変更にとどめて対応を図るパイロット自治体が多く、このような根本的な変革を伴わない改革で、果たして長期的な視点から見た「持続可能な」組織の設立が可能であるかも大きな課題となっている。

2 組織への影響

内部構造改革に伴い地方自治体に対しては、これまで以上に「持続可能な」組織を設立すべしとの圧力が各方面から寄せられている。まず政策評価委員会を構成するバックベンチャーは、委員会を支援する専従で独立したチームの創設を要求している。今までのところこの要求に応えている地方自治体は殆どないが、近い将来多くのところで設立が予想される。同様の要求は執行機関側からも出されている。その他地域アレンジメントにも重点が置かれるようになるため、この組織を補佐する独立のスタッフの設置など、選挙区を代表するという議員の役割に対して、事務職員の実質的な支援の必要性が大きくなる。

また新しいポストの創設の他に、事務局の「縦割り」に対しても大きな変化が要求される。

従来の委員会制度では、これまで主として提供する行政サービスを基準に委員会や事務局が構成されてきたが、新制度では広範で部局横断的な問題を処理することが多くなり、政府もそれを望んでいる。また政策評価委員会でも同様の整備が進んでおり、事務局もそれに対応することが必要とされる。長期的には地方自治体の組織、特に福祉や教育などを担当する組織において部局横断的な政策が実行されるようになり、これまで以上に顧客志向のアプローチが採用されるものと考えられる。

3 職員への影響

事務局職員と議員との関係も当初は比較的目立たない問題の一つであったが、劇的な変

化が起きている地方自治体もある。例えばある地方自治体では、ごく少数の議員の権限がこれまで以上に強化されている。別の例では内閣が影響力を強めて議員が事務職員の仕事に介入する傾向にあり、このため事務総長の中にはその地位がかなり脅かされているものもあり、事務総長職の廃止或いは再定義を検討している地方自治体もある。

また直接公選首長は一般的な管理的業務に携わる傾向が多くなり、事務総長の職務との重複が考えられる。バーミンガム・シティ・カウンシル (Birmingham City Council) の事務総長は、「直接公選首長がいると事務局長の役割はない」と発言し、新制度移行後に退職することを表明している。⁴⁷

新しい執行制度は議員が活動的であり、積極的に地方自治体の戦略を策定し、その政策的責任を負うことを奨励している。これは伝統的に事務局に主導権のあった地方自治体において、議員と職員の間での対立を招きかねない。このような地方自治体では議員は新しい枠組みの中でいかに職員との関係を保てばよいのかを苦慮し、職員は事務局が議員の意向に沿った形で変化していくことに焦燥感を感じる恐れがある。

逆に一つの内閣の方が従来のような委員会よりも「影響力の行使」が容易であると事務総長が考えている地方自治体もある。職員と議員との関係は地方自治体の政治的環境により異なるが、いわゆるハングオーバー⁴⁸の場合は問題がますます複雑化する。

更に一般の事務局職員、特に幹部以外の職員とバックベンチャーとの接触の減少も「議員と職員との関係」に及ぼす影響の一つであり、これは職員も不満に感じている。これまでは補助委員会などにおいて、事務局職員が議員に直接報告する機会が存在したが、新制度の下ではこの機会は失われてしまう見込みである。パイロット自治体の事務局職員も議員と共に仕事することに関して欲求不満を抱いていることを表明している。

以上の他、野党議員は自分達の情報へのアクセスが確保されない理由の一つとして、事務局職員が専ら内閣に重点をおいて情報を提供するようになることを挙げているが、このことは事務局職員が特定の政党にのみ仕える公務員の政治化の問題もはらんでいる。半分近くの事務総長が、新しい制度により自分達の仕事が政治的中立性を保つことができないことを危惧している。⁴⁹

⁴⁷ Municipal Journal 誌 2000 年 10 月 10 日号

⁴⁸ 第 3 章第 2 節

⁴⁹ Local Government Chronicle 誌が調査 同誌 2000 年 9 月 19 日号

第8章 新制度への移行手続

第1節 はじめに

政府は 2002 年 5 月からの新制度開始を目途に、次のような手順で導入手続を進めるようにイングランドの地方自治体に指示を行った。⁵⁰

①住民意見の聴取及び協議



②住民の意向に基づきどの形態を採用するかを政府に報告（2001 年 6 月締切）



③（直接公選首長制を採用する場合には住民投票の実施）

しかしながらこのスケジュールは政府自身その原因の一つを作る等、政府の予定通りに進まず遅れが生じることとなった。当初直接公選首長制度の推進者は、住民投票や首長選挙の日取りを制度開始日から逆算して考えて計画していたものの、首長選挙に関する政府の規則作りが遅れたために、例えばレイシャム・バラ・カウンスル (Lewisham Borough Council) では住民投票の延期を余儀なくされ、2001 年 5 月の直接公選首長選挙案が廃棄された。またワトフォード・バラ・カウンスル(Watford Borough Council) も同年 7 月の住民投票で直接公選首長制度導入を決定したが、その後発表された選挙規則⁵¹により 2002

⁵⁰ ウェールズにおける導入スケジュールは協議期間を 2001 年 8 月から 2002 年 1 月とし、同年 5 月からの実施を想定している(LGIU Policy Briefing)。本章ではイングランドにおける状況を報告する。

⁵¹ 直接公選首長の任期等に関する規則の概要は以下のとおりである。

①住民投票で可決された後の最初の選挙日について

可決から 3 ヶ月後の 5 月か 10 月のいずれか早い時点（選挙日時の設定については地方自治体に裁量あり）で実施する。

② 2 回目以降の選挙日について

2 回目以降の選挙は、全体としての地方自治体の選挙サイクルに関連する。

すなわち、大都市圏地方自治体やユニタリーのうち議員選挙が 1/3 ずつ改選される場所は 4 年目の議員選挙のない時に行い、その他のディストリクト、ロンドン区そして全議員改選を行っているユニタリーは、どの年に選挙を行うかは地方自治体に選択肢があり、それを条例に定めなければならない。但し、二層制の地方自治体では一方の地方自治体が選挙を実施する時には、他方は直接公選首長選挙を実施してはならない。つまりディストリクト（市町村に相当）では、カウンティ（都道府県に相当）選挙の年には実施してはならず、カウンティはディストリクト選挙の年には実施してはならないことになる。

また任期途中で直接公選首長が欠けた場合、残任期間が 6 ヶ月以内でなければ補選を行わなければならない。

年5月まで選挙を行うことができず、ミドルズブラ・カウンシル(Middlesbrough Council)やドンカスター・シティ・カウンシル (Doncaster City Council)などの地方自治体と一緒に同年5月2日に選挙を実施することとなった。

第2節 協議

地方自治体は新しい執行機関のどの形態を採用するかについて政府に案を提示するが、その前に地域住民及び利害関係者に対し協議を実施しなければならない。その際には経済性、効率性、効果的であるかどうかを勘案して、その案の将来的な発展可能性も考慮しなければならない。⁵²

地方自治体は協議の際、次の項目を住民への周知用資料に盛り込まなければならない。

- ・ 望ましいと考える執行形態
- ・ その執行機関が担う機能
- ・ 政策評価委員会の設置
- ・ 計画実施のタイムテーブル
- ・ 制度変更の詳細

政府への報告には、協議手続き（誰に対していかに実施したのか）やその結果、及び協議結果が最終的な地方自治体案の採択にどのように反映されたかを記載しなければならない。

「2000年地方自治法」自体は協議手続きに関する詳細な取り決めを設けていないが、参考となる指針によると、地方自治体は全ての案を住民に対し提示しなければならないが、地方自治体に次の三点を要求している。①まず協議がオープンかつ公正であり、地方自治体が恣意性を行使しないこと、②全ての住民及び利害関係者に協議に参加する機会を提供すること、③協議には質量ともに様々な手法を用いることである。その他については協議の際に基本的に必要なものを簡単に示しているものの、協議の本質部分は各地方自治体に委ねられている。

また協議が適当に実施されなかったと国務大臣が判断した際に政府が介入し住民投票の実施を地方自治体に強制する権利⁵³が定められていたが、この権利行使は当初、非常に稀な場合にのみ適用されると考えられていた。

第3節 地方自治体の対応と政府の介入

1 地方自治体の対応

政府の定めた協議結果の提出期限は2001年6月であったが、地方自治体の協議への取

⁵² 第25条

⁵³ 第35条

り組みは遅々として進まなかった。

200 人の幹部職員を対象に期限の半年前に実施された調査によると、69%が協議が未実施であると回答し、また好ましい制度としては「リーダーと議員内閣」制度が 87%と最も支持されていた。LGA は「協議の締切りまで5ヶ月あり、殆どの地方自治体で順調に進んでいるので、現時点での懸念はない。未実施の地方自治体は先行者から学んでほしい。」とコメントしていた。またビバリー・ヒューズ地方自治担当閣外大臣（当時）は「自分たちの意見が他の地域とは違ったものを作ると住民が感じる事が大切であり、地方自治体もまだ（制度について）腹を決めかねている。時間がかかるだろう。」と述べていた。⁵⁴

結果として締切り時点でもかなりの地方自治体が未提出であり（2000 年 4 月の時点で 13 地方自治体のみが回答。⁵⁵）、政府が 2001 年 9 月 10 日に発表した数字によれば、協議結果を報告する義務のあるイングランドの 385 地方自治体中 304 地方自治体が回答した。その結果は次のとおりとなっている。⁵⁶

表 8-3-1 地方自治体における協議結果（2001 年 9 月 10 日時点）

選択肢	地方自治体数	比率 (%)
「リーダーと議員内閣」制度	248	81.58
「直接公選首長と議員内閣」制度	16	5.26
「直接公選首長とカウンシル・マネージャー」制度	0	0
その他の制度	40	13.16

協議の結果、「直接公選首長と議員内閣」制度若しくは「直接公選首長とカウンシル・マネージャー」制度が住民の間で好まれたにもかかわらず、それを翻して「リーダーと議員内閣」制度を政府に報告する例が現れた。

例えばサザーク・バラ・カウンシル (Southwark Borough Council) は協議の結果、75%が公選首長制を希望したにもかかわらず（「直接公選首長と議員内閣」制及び「直接公選首長とカウンシル・マネージャー」制度の支持率はそれぞれ 75%、57%）、議会は「リーダーと議員内閣」制度を採用すると報告した。これは同自治体がハングオーソリティー⁵⁷であり、議決の際に労働党以外の支持が得られなかったからであり、リーダーのステファニー・エルシー（労働党）は「政府の介入を期待している。なぜならわざわざ協議を行ったにもかかわらず、その結果を完全に無視してしまうのは全く恥ずかしいからだ。」と述べた。

⁵⁸

⁵⁴ Local Government Chronicle 誌 2001 年 1 月 12 日号

⁵⁵ DTLR への質問票への回答から

⁵⁶ 地方自治体情報ユニット (LGIU) Policy Briefing 2001 年 10 月 12 日

⁵⁷ 第 3 章第 2 節

⁵⁸ Local Government Chronicle 誌 2001 年 9 月 7 日号

2 政府の対応

このように住民の意向を無視する例は他にもあったが⁵⁹、その理由として議会側は、住民の三制度に対する理解度が低いことを挙げた。シェップウェイ・ディストリクト・カウンシル (Shepway District Council) の依頼による調査機関 MORI の調査では、今回の改革について相当理解している住民はわずか6%にすぎないといわれている。⁶⁰また既に述べたように、議員にとっては「リーダーと議員内閣」制度が都合のよい制度であるため、この制度の選択に固執することも予想された。

これに対し政府は住民の意思を尊重し考え直すよう地方自治体に要請し、この要請を無視する場合には介入を行った。「考慮すべき少数意見があった場合には地方自治体は住民投票を実施すべきだ。直接公選首長制度を強制しているのではないが、住民が必要としているところには投票の機会が与えられるべきであり、公選首長制について多くの支持があった場合にはその機会を奪ってはならない。」と政府はコメントを発表した。⁶¹サザーク・バラ・カウンシル (Southwark Borough Council) は結果として政府による最初の介入がなされ、2002年2月までに住民投票を実施することを命じられた。

第4節 住民投票

1 住民投票制度について

地方自治体が直接公選首長制度を選択した場合、次のステップは住民投票である。政府に提案後少なくとも2ヶ月以上間隔をおいて住民投票を実施することが記されている⁶²。否決された場合は代替案を政府に提示しなければならない。

これまで英国において法律に裏付けされた一般的な住民投票制度は存在しなかった。⁶³過去に地方自治体の裁量によりカウンシル・タックス (地方税) の引き上げに関する住民投票が数回実施されただけであり、今回が一般的な法律に基づく最初の住民投票となった。

ここでは二つの画期的な考えが導入されている。まずは「住民主導」ということである。直接公選首長制度が案として採用されなかった地方自治体の住民は、有権者の5%の署名

⁵⁹ バーミンガム・シティ・カウンシル (Birmingham City Council)、ダッドリー・メトロポリタン・ディストリクト・カウンシル (Dudley Metropolitan District Council)、ニューカッスル・シティ・カウンシル (Newcastle City Council)、ブラッドフォード・メトロポリタン・ディストリクト・カウンシル (Bradford Metropolitan District Council) 等。政府は介入の理由としてサザーク、ブラッドフォードは協議結果を尊重しておらず、ダッドリーは協議が不十分であったと述べている。

(LGIU Policy Briefing 2001年10月12日)

⁶⁰ Municipal Journal 誌 2001年8月10日号

⁶¹ Local Government first 2001年10月6日号

⁶² 第27条

⁶³ 但し、特別法に基づいて GLA の設置やスコットランド、ウェールズ等の地域議会の設置に係る住民投票が実施されたことがある。

により地方自治体に対して住民投票を要求することができる。この要求がなされた地方自治体は法律に基づき住民投票を実施しなければならない⁶⁴。そしてもう一つは「住民投票における住民の意思に地方自治体は拘束される」ことである。さきのカウンシル・タックスの例では「各地方自治体は、地方自治体に関する様々な事柄に関する情報の収集、調査の実施や管理のための権限を有する。」という「1972年地方自治法 (Local Government Act 1972)」の第141条を基に住民投票は実施されており、その投票結果に対して地方自治体は拘束されることはなかった。しかし今回の規定では公選首長制が支持された場合、地方自治体はその結果を受け入れ、当該制度を導入しなければならないとされた。

2 各地の経過

(1) 概況

2001年5月より各地で住民投票が始まった。その結果は以下のとおりであり、直接公選首長制度の推進者にとっては苦い結果となった。

なお、この住民投票の時期は大きく三つの時期に分けられる。

①第1期（6月～7月）

有権者の署名により実施されることとなった、ベーリック・アポン・トィード・バラ・カウンシル (Berwick-upon-Tweed Borough Council) が一連の住民投票の口火を切ったが、投票率は高かったものの否決に終わった。その後も否決が続き、投票率も低調であった。最後になってようやくワトフォード・バラ・カウンシルにおいて僅差で可決された。

②第2期（9月～10月）

投票率を上げるため、英国地方自治週間中の10月18日の木曜日に6つの地方自治体が同時に住民投票を実施した。⁶⁵これが功を奏したのか、4つの地方自治体で直接公選首長制度が可決された。⁶⁶

③第3期（2002年1月）

⁶⁴ 第34条

⁶⁵英国地方自治週間とはLGAが設定した週間で、同協議会や各地方自治体によって住民の地方自治に対する関心を高めるための催しなどが開催されている。またこの木曜日は米国大統領選挙の「スーパーチューズデー」になぞらえて「スーパーサーズデー」と呼ばれた。The Municipal Journal, The Local Government Chronicle 2001年10月26日号、2001年10月19日付 The BBC News Website, Article

⁶⁶ これら6地方自治体のキャンペーンと米国へのテロ事件の際のジュリアーニ NY市長のリーダーシップによって公選首長制度への関心が盛り上がってきたとニック・レインズフォード地方自治担当閣外大臣は認めている。Municipal Journal 誌 2001年10月19日号

直接公選首長の任期等に関する規則⁶⁷により、最初の直接公選首長選挙（2002年5月）に間に合わせるには、今回が最後のチャンスであった。また注目のサザーク・バラ・カウンシルの住民投票も行われた。ウエスト・デヴォン・バラ・カウンシル（West Devon Borough Council）やプリマス・シティ・カウンシル（Plymouth City Council）などでは郵便投票の採用により高い投票率を得たものの、ニューハム・バラ・カウンシル（Newham Borough Council）だけで直接公選首長制度の採用が可決された。

また政府の介入にもかかわらず、サザーク・バラ・カウンシルの住民投票結果は否決に終わった。投票前には小規模ながらも推進、反対両派がキャンペーンを繰り広げたが、反対派の方が目立っていた。またここでも労働党の国政と地方とでの地方自治に対する温度差が明らかになった。⁶⁸

なおその後も2002年5月の選挙には間に合わないが、いくつかの地方自治体で直接公選首長制の是非を問う住民投票が実施されており、結果は、次ページ表8-4-1のとおりである。

⁶⁷ 第8章第1節

⁶⁸ 労働党議員の殆どが保守党や自由民主党とともに反対運動を実施した。

表8-4-1 直接公選首長制度採用に関する住民投票結果(2001年5月～2002年5月)

地方自治体	実施日	結果	賛成票	反対票	投票率(%)	備考
ベリック・アポン・トイード	2001/06/07	×	3,617	10,212	64	
チェルナム	2001/06/28	×	8,083	16,602	31	郵送
グロスターシャー	2001/06/28	×	7,731	16,317	31	郵送
ワトフォード	2001/07/12	○	7,636	7,140	25	郵送
ドンカスター	2001/09/20	○	35,453	19,398	25	郵送
カークリーズ	2001/10/04	×	10,169	27,977	13	
サンダーランド	2001/10/11	×	9,593	12,209	10	
ハートルプール	2001/10/18	○	10,667	10,294	31	郵送
ルイシヤム	2001/10/18	○	16,822	15,914	18	郵送
ノース・タインサイド	2001/10/18	○	30,262	22,296	36	郵送
セッジフィールド	2001/10/18	×	10,628	11,869	33	郵送
ミドルズブラ	2001/10/18	○	29,067	5,422	34	郵送
ブライトン・アンド・ホーヴ	2001/10/18	×	27,724	37,214	32	郵送
レディッチ	2001/11/08	×	7,250	9,198	28	郵送
ダラム	2001/11/20	×	8,327	11,974	29	郵送
ハロウ	2001/12/07	×	17,502	23,554	26	郵送
プリマス	2002/01/24	×	29,559	42,811	40	郵送
ハーロウ	2002/01/24	×	5,296	15,490	36	郵送
シェップウェイ	2002/01/31	×	11,357	14,438	36	郵送
ウエスト・デヴォン	2001/01/31	×	3,555	12,190	42	郵送
サザーク	2001/01/31	×	6,054	13,217	11	
ニューハム	2001/01/31	○	27,263	12,687	26	郵送
ベドフォード	2002/02/21	○	11,316	5,537	16	
ハックニー	2002/05/02	○	24,697	10,547	32	郵送
マンズフィールド	2002/05/02	○	8,973	7,350	21	
ニューカッスル・アンダー・ライム	2002/05/02	×	12,912	16,486	32	
オックスフォード	2002/05/02	×	14,692	18,686	34	
ストック・オン・トレント	2002/05/02	○	28,601	20,578	28	

(2) 各地の特徴

投票結果の傾向として可決の場合その差は僅差であり、否決の場合には圧倒的な差がつくことが多いことが挙げられる。投票率に関してはベリック・アポン・トード・バラ・カウンシル（総選挙と同時に実施）以外は全般的に低迷した。

低投票率の理由としては、まずこの制度に関する住民への周知が足りず、住民の理解があまり進んでいなかったことが考えられる。特に殆どの地方自治体が郵便投票を利用したにもかかわらず投票率が低かった原因としては、住民の地方自治体組織の内部構造改革に対する関心が低いことと直接公選首長制に関する理解が不十分であったことが考えられ、この一因に地元メディアの対応も挙げられる（各住民投票において、メディアは積極的、否定的など様々であった。）。

注目すべきは一般的な傾向に反して圧倒的な支持により直接公選首長制の採用を決めたドンカスター・シティ・カウンシルとミドルズブラ・カウンシルの結果である。

ドンカスター・シティ・カウンシルは過去に汚職が横行するなど地方自治が崩壊した経験があり、直接公選首長のリーダーシップに大きな期待が寄せられていた。

またミドルズブラ・カウンシルの結果は特に目覚しいものであった。反対票の5倍を上回る圧倒的な賛成票を得たわけだが、その言動によって有名な元警察官レイ・マロン氏が首長選挙に立候補するかもしれないことがその大きな理由であった。当時警察官の職務を停職中で収賄罪に問われていたマロン氏は、法や命令の運用に対する非常な強硬派として有名であり「ロボコップ」とのあだ名で呼ばれていた。この様な評判と同氏の首長への意欲が、犯罪の多発しているミドルズブラ・カウンシルの人々に格好のアピール材料となり、圧倒的な直接公選首長制支持という結果に繋がったと考えられる。このことは首長（候補）の人となり住民の地方自治に関する意識を高め、投票率を高めるという直接公選首長制度に期待される役割が十分に果たされる可能性があることを示す結果となった。

しかしながら内部構造改革を推進する労働党にとって、手放して喜べないことも事実である。既に述べたように協議に対する地方自治体の対応を受けて、政府が地方自治体への介入をせざるを得なかったこと、或いは住民投票で否決が多いことに加え、驚くべきことにセッジフィールド・バラ・カウンシル (Sedgefield Borough Council) 及びブライトン・アンド・ホーヴ・シティ・カウンシル(Brighton & Hove City Council)での否決という結果である。なぜならこの2つの自治体はニューレイバー、つまり1997年の政権獲得後の労働党政策を最も色濃く反映してきた地域で（セッジフィールド・バラ・カウンシルはトニー・ブレア首相の選挙区）、政府は地方自治を再生させるために直接公選首長制度の導入を強く望んでいたからである。例えばブライトン・アンド・ホーヴではかなりの直接公選首長制度推進運動が展開され、地元の報道機関や著名人からの支持も得ていたが、住民は反対票を投じ、しかも明らかな差がついた結果となった(38%の賛成に対し約62%が反対)。この原因として、直接公選首長制度をめぐる労働党内の分裂や運動期間が短かったこと、そして住民に対し地方自治体内部構造改革が日常のサービスにいかに関与するかのアピールが十分でなかったことなどが挙げられる。

第5節 直接公選首長選挙

1 はじめに

2002年5月2日に、最初の本格的な直接公選首長選挙が7つの地方自治体（ワトフォード・バラ・カウンシル、ドンカスター・シティ・カウンシル、ハートルプール・バラ・カウンシル、ルイシャム・バラ・カウンシル、ミドルズブラ・カウンシル、ノース・タインサイド・カウンシル、ニューハム・バラ・カウンシル）で実施された。

今回の選挙は「2002年地方自治体（首長選挙）（イングランド及びウェールズ）規則（Local Authorities (Mayoral Elections) (England and Wales) Regulations 2002）」に基づき実施されたが、その主な事項は以下のとおりである。

- (1) 各首長選の立候補者は、立候補にあたり、地元有権者30名以上がサインした推薦書を提出しなければならない。
- (2) 各首長選の立候補者は、立候補にあたり、500ポンドの供託金を納めなければならない。なお、投票総数の5%以下しか獲得できなかった場合、供託金は没収される。
- (3) 選挙費用については、各候補者1人につき、2000ポンドプラス1有権者あたり5ペンス（1ペンスは1ポンドの100分の1）までに制限される。
- (4) 各候補者は、地方自治体により地元有権者に対して配布されるリーフレットの中に、今回の選挙に臨む自らの主義・主張を掲載させる権利を持つ。
- (5) 3名以上の立候補者がある場合には補足投票制度（Supplementary Vote System）を採用する。この制度は、有権者は第一候補者と第二候補者に投票し、第一候補得票数が50%を超える候補者があれば当選が確定されるが、そうでない場合は上位二者に、それ以外の候補者への投票で第二候補として投じられた票を加算するというものである。

2 選挙結果

2002年5月2日に実施された直接公選首長選挙の結果は、次頁の表のとおりである。

注目されたミドルズブラ・カウンシルの選挙では、独立系候補であるレイ・マロン氏が圧勝し、投票率も他の自治体よりも高かった。また、ハートルプール・バラ・カウンシルでも猿のぬいぐるみを着る等、その選挙活動の手法で注目された独立系候補スチュアート・フレイザー・ドラモンド氏が接戦の末に当選した。これらの結果は、既存の各政党間に大きな波紋を呼びこととなり、労働党議員の間からも直接公選首長選挙の一時中止が要

求されている。⁶⁹

また今回の直接公選首長選挙に伴い実施された地方議会選挙では、今回の内部構造改革に伴いバックベンチャーに甘んじることを拒否する一部の議員が立候補を断念するような状況もあった。⁷⁰

表 8-5-1 2002年5月直接公選首長選挙結果

地方自治体名	実施日	投票率	立候補者数	順位	氏名・所属(※)	得票数	パイロットスキームの実施の有無
ワトフォード (Watford)	2002.5.2	37.44%	6	1	Dorothy Thornhill (自)	13,473	無
				2	Vince Muspratt (労)	5,269	
				3	Gary Ling (保)	4,746	
ドンカスター (Doncaster)	2002.5.2	27.07%	7	1	Winter Martin Jon (労)	21,494(1st)+4,213(2nd)=25,707	電子開票を予定していたが、今回は実施せず
				2	Burden Andrew Russell (保)	9,000(1st)+3,170(2nd)=12,170	
				3	Credland Jessie Jamieson (共)	8,469	
ハートルプール (Hartlepool)	2002.5.2	30.00%	5	1	Stuart Fraser Drummond(無)	5,696(1st)+1,699(2nd)=7,395	無
				2	Leo Gillen(労)	5,438(1st)+1,354(2nd)=6,792	
				3	Ian John Henry Cameron	5,174	
レイシャム (Leiwsham)	2002.5.2	24.80%	5	1	Steve Bullock (労)	24,520	無
				2	Derek Austin Stone (保)	9,855	
				3	Alexander David Feakes (自)	7,276	
ミドルズブラ (Middlesbrough)	2002.5.2	42.47%	7	1	Raymond Mallon(無)	26,362	無
				2	Sylvia Connolly (労)	9,653	
				3	Joe Michna (自)	3,820	
ノース・タインサイド (North Tyneside)	2002.5.2	42.32%	5	1	Christopher David Morgan (保)	21,829(1st)+4,254(2nd)=26,083	郵便投票、電子開票
				2	Eddie Darke (労)	19,601(1st)+4,930(2nd)=24,531	
				3	Michael Joseph Huscroft (自)	12,323	
ニューハム (Newham)	2002.5.2	25.49%	6	1	Robert Andrew Wales (労)	20,384	電子投票(携帯電話を含む)、電子開票、投票期間(時間)の拡大
				2	Tawifque Ahmad Choudhury	5,907	
				3	Graham Eric Postles (保)	4,635	

※氏名・所属欄のカッコ内は所属政党名を示す。(労)は労働党、(保)は保守党、(自)は自由民主党、(共)は共産党、(無)は無所属を指す。

⁶⁹ The Municipal Journal 2002年5月24日号

⁷⁰ The Local Government Chronicle 2002年4月26日号

おわりに

新しい執行制度の導入は地方自治体に多くの根本的な変革をもたらすと期待されている。

リーダーと内閣制度を採用したパイロット地方自治体の多くからは、意思決定の迅速化、会議の透明性の進展などその成功例が寄せられている一方、直接公選首長制度はあまり支持を得られなかった。しかし今後2～5年間のうちに直接公選首長制度については進展があると考えられている。というのは、実際に直接公選首長が活躍して初めて住民はその意味を理解すると考えられており、ある地方自治体で成功すれば他の地方自治体も直接公選首長制度を採用するドミノ効果が予想されるからである。

また政府はこのレポート執筆にかかる質問票の中で新執行制度導入に関して、「意思決定は証拠に基づき行われ、それが活発な評価によって補完されることが必要だ。」と述べている。その具体化として制度改革自体の見直しを5年後に実施することを発表した。⁷¹

このように直接公選首長制度の未来は2002年5月の移行後、数少ない直接公選首長がどの様に地方自治体を率い、どのような成果を挙げるかにかかっている。5年を経た後、住民が新しい執行機関からどのような証拠を得て、いかに地方自治体や自らの選択を評価するのか。その回答が楽しみである。

⁷¹ 2001年12月発表ホワイトペーパー（政策報告書）「Strong Local Leadership」より

(参考資料等)

<文献>

「get in on the act Local Government Act 2000 explained」 (地方自治体協議会)

「Survey of local authorities on new political management arrangements
-October 2000」 (自治体改善開発機構)

「Scrutiny」 (Stephanie Snape & Frances Taylor 著 School of Public Policy,
Institute of Local Government Studies, University of Birmingham)

「starting to modernise reviewing leader and cabinet models a practical guide」
(Steve Leach 著 New Local Government Network)

「Lions and Tigers and Mayors: Should the UK Fear American-Style Mayors?」
(Dean Kaplan 著 Public Policy, Institute of Local Government
Studies, University of Birmingham)

「New Political Management Arrangements」
(Stephanie Snape 著 Institute of Local Government Studies,
University of Birmingham)

<雑誌>

「Local Government Chronicle」

「LGA Research Briefing」

「Municipal Journal」

<新聞等>

「The Guardian」

「The BBC News Website, Article」

<政府、地方自治体関係>

「副首相府ホームページ」 www.detr.gov.uk

「ルイシャム・ロンドン区ホームページ」 www.Lewisham.gov.uk

「サザーク・ロンドン区ホームページ」 www.Southwark.gov.uk

「シェップウェイ・ディストリクト・カウンスルホームページ」 www.shepway.gov.uk

「新しい地方自治体ネットワーク (New Local Government Network) ホームページ」
www.nlgn.org.uk

「地方自治体情報ユニット (LGIU) Policy Briefing」

<その他>

「英国の地方自治」 (財団法人自治体国際化協会)

「ロンドンの新しい広域自治体—グレーター・ロンドン・オーソリティーの創設—」
(財団法人自治体国際化協会、CLAIR REPORT NUMBER 195、2000年3月31日)

「地方自治に関するホワイトペーパーと地方自治法」
(財団法人自治体国際化協会ロンドン事務所内部資料)

「財団法人自治体国際化協会ロンドン事務所業務報告書」

なお、このレポートはロンドン事務所所長補佐 澤田 克生が調査、執筆したものである